

政令第七十三号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の三の二を次のように改める。

第七条の三の二 削除

第七条の四中「、第五十二条第一項の表の第一号並びに第五十三条第二十七項」を「並びに第五十二条第一項の表の第一号」に改める。

第七条の四の二第一項第一号を削り、同項第二号中「国債を除く。」を削り、「次項第二号」を「次項第一号」に改め、「の利子」の下に「（租税特別措置法第三条第一項に規定する不適用利子並びに同項第一号及び第四号に掲げる利子を除く。次項第一号において同じ。）」を加え、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第四号の二並びに次項第二号の二及び第二号の三」を「第四号並びに次項第二号及び第二号の二」に

改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第四号の二を同項第四号とし、同項第五号中「の収益の分配」の下に「（次項第二号の三に掲げる収益の分配を除く。）」を加え、同項第六号中「の収益の分配」の下に「（租税特別措置法第三条第一項第二号に掲げる収益の分配を除く。次項第三号において同じ。）」を加え、「次号及び第十二号並びに次項第三号、第四号」を「第十号並びに次項第三号」に改め、同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を削り、同項第十号中「給付補てん金」を「給付補填金」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「給付補てん金」を「給付補填金」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十二号中「委託者非指図型投資信託の受託信託会社」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託の受託者である信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。以下この号において同じ。）（次項第八号において「委託者非指図型投資信託の受託信託会社」という。）」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十三号を同項第十一号とし、同項第十四号中「給付補てん金」を「給付補填金」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第十五号を第十三号とし、第十六号を削り、第十七号を第十四号とし、同条第二項第一号を削り、同項第二号中

支払（同号）に改め、同項第七号中「国外公社債等の利子等」を「国外一般公社債等の利子等」に改め、同項第八号中「前項第十二号」を「前項第十号」に改め、同条第三項第一号を削り、同項第二号中「前項第二号の二」を「前項第二号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「前項第二号の三」を「前項第二号の二」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前項第四号の二」を「前項第四号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とする。

第七条の四の六を削り、第七条の四の七を第七条の四の六とする。

第九条の二第一項第二号中「。第九条の九の二第一項第二号において同じ」を削り、同項第四号中「。第九条の九の二第一項第四号において同じ」を削る。

第九条の三中「若しくは第二号又は第九条の九の三第一項第二号」を「又は第二号」に改める。

第九条の七第四項ただし書中「あん分して」を「按分^{あん}して」に改め、同条第六項中「及び次条第四項第二号」を削り、「同法第二条第十二号の十四」を「同条第十二号の十四」に改め、「及び次条第四項第三号」を削り、「同法第二条第十二号の四」を「同条第十二号の四」に改め、同条第十五項中「。次条第五項において同じ」を削り、「同法第二条第十二号の五」を「同条第十二号の五」に改め、同条第二十六項中「あん

分して」を「按分して」に改める。

第九条の八を削る。

第九条の八の二中「第五十三条第三十四項」を「第五十三条第三十一項」に改め、同条を第九条の八とする。

第九条の八の三第一項中「第五十三条第三十四項」を「第五十三条第三十一項」に改め、同条を第九条の八の二とする。

第九条の八の四の見出し及び同条第一項中「第五十三条第三十五項」を「第五十三条第三十二項」に改め、同条を第九条の八の三とする。

第九条の八の五の見出し及び同条第一項中「第五十三条第三十五項」を「第五十三条第三十二項」に改め、同条を第九条の八の四とする。

第九条の八の六（見出しを含む。）中「第五十三条第三十六項第三号」を「第五十三条第三十三項第三号」に改め、同条を第九条の八の五とする。

第九条の八の七の見出し及び同条第一項中「第五十三条第三十八項」を「第五十三条第三十五項」に改め

、同条を第九条の八の六とする。

第九条の九の見出し中「第五十三条第三十八項」を「第五十三条第三十五項」に改め、同条第一項中「第五十三条第三十八項」を「第五十三条第三十五項」に、「同条第三十六項」を「同条第三十三項」に改める。

第九条の九の二から第九条の九の五までを削る。

第九条の九の六第一項中「第五十三条第四十一項」を「第五十三条第三十六項」に改め、同条第三項中「第九条の八の三第二項」を「第九条の八の二第二項」に、「第九条の八の四第一項」を「第九条の八の三第一項及び」を「及び第九条の八の六第一項並びに」に、「第九条の八の七第一項、第九条の九の三第一項及び」を「及び第九条の八の六第一項並びに」に、「第九条の八の七第一項の」を「第九条の八の六第一項の」に改め、「、第九条の九の三第一項の規定による充当」を削り、同条を第九条の九の二とする。

第九条の九の七第一項第一号中「第五十三条第二十九項」を「第五十三条第二十六項」に、「同条第三十一項」を「同条第二十八項」に、「同条第三十二項」を「同条第二十九項」に、「第五十三条第三十項」を「第五十三条第二十七項」に改め、同項第二号中「第五十三条第二十九項又は第三十項」を「第五十三条第二十六項又は第二十七項」に改め、同条を第九条の九の三とする。

第九条の九の八を第九条の九の四とし、第九条の九の九を第九条の九の五とする。

第九条の十一を削る。

第九条の十二中「国外公社債等の利子等」を「国外一般公社債等の利子等」に改め、「租税特別措置法施行令」の下に「(昭和三十二年政令第四十三号)」を加え、同条を第九条の十一とする。

第九条の十三を第九条の十二とし、第九条の十三の二を第九条の十三とする。

第九条の十五第一項の表を次のように改める。

交付時期	交付時期ごと	に	交付すべき額
八月	前年度三月から七月までの間に収入した利子割の収入額(当該期間内に過誤納に係る利子割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。)	の	百分の五十九・四に相当する額
十二月	八月から十一月までの間に収入した利子割の収入額の百分の五十九・四に相当する額		
三月	十二月から二月までの間に収入した利子割の収入額の百分の五十九・四に相当する額		

第九条の十六中「第八条の三第二項」を「第三条の三第四項第二号に規定する国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等に係るものについては租税特別措置法施行令第二条の二第三項に規定するものとし、特定配当等のうち同法第八条の三第四項第二号」に、「租税特別措置法施行令」を「同令」に改める。

第九条の二十第一項第一号中「第二十四条第一項第七号」を「第二十三条第一項第十六号」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一 当該特別徴収義務者が法第七十一条の五十一第二項の規定によりその年において特定株式等譲渡対価等（法第二十三条第一項第十六号に規定する特定株式等譲渡対価等をいう。）から徴収し、法第七十一条の五十一第二項に規定するその徴収の日の属する年の翌年の一月十日までに納入すべき金額

第九条の二十第二項第二号中「附則第三十五条の二の五第一項」を「附則第三十五条の二の五第二項」に、「同条第二項」を「同項」に改め、同条第三項中「特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価若しくは上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改める。

第三十五条の十九第一項中「按分し^{あん}」を「按分し」に改める。

第四十八条の九の十二第三項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第四十八条の九の十五を第四十八条の九の十七とする。

第四十八条の九の十四第二項中「含む。」の下に「並びに第三百二十一条の七の九第三項の規定並びに第四十八条の九の十四第二項並びに前条第二項及び第七項」を加え、同条を第四十八条の九の十六とする。

第四十八条の九の十三の次に次の二条を加える。

（年金所得に係る特別徴収税額の変更があつた場合の取扱い）

第四十八条の九の十四 次の表の上欄に掲げる期間において当該年度分の法第三百二十一条の七の四第一項に規定する年金所得に係る特別徴収税額（以下この条において「年金所得に係る特別徴収税額」という。

）の変更があつた場合には、市町村は、法第三百二十一条の七の五第二項の規定にかかわらず、当該期間の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間における同条第一項の規定による年金保険者に対する通知に係る支払回数割特別徴収税額（この項の規定による変更を行つた場合にあつては、次項の規定による通知に係る当該変更後の支払回数割特別徴収税額。第四項及び第七項において同じ。）をそれぞれ同表の下欄に定

める額に変更するものとする。

<p>一 法第三百二十一条の七の五第一項の規定による年金保険者に対する通知をした日から当該年度の初日の属する年の十月十日までの間</p>	<p>当該年度の初日の属する年の十二月一日から翌年の三月三十一日までの間</p>	<p>当該変更後の年金所得に係る特別徴収税額から当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間において徴収される支払回数割特別徴収税額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額</p>
<p>二 当該年度の初日の属する年の十月十一日から十二月十日までの間</p>	<p>当該年度の初日の属する年の翌年の二月一日から三月三十一日までの間</p>	<p>当該変更後の年金所得に係る特別徴収税額から当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の一月三十一日までの間において徴収される支払回数割特別徴収税額の合算額を控除した額（</p>

当該額が零を下回る場合には、零とする。)を
同年二月一日から三月三十一日までの間におけ
る当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収
対象年金給付の支払の回数で除して得た額

2 市町村は、前項の規定により支払回数割特別徴収税額を変更した場合には、総務省令で定めるところにより、当該変更後の年金所得に係る特別徴収税額並びに同項の規定による変更をしなかつた支払回数割特別徴収税額及び同項の規定による変更をした支払回数割特別徴収税額を、直ちに、年金保険者に通知しなければならぬ。

3 前項の場合における法第三百二十一条の七の六及び第三百二十一条の七の八の規定の適用については、法第三百二十一条の七の六中「前条第一項」とあるのは「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十八条の九の十四第二項」と、法第三百二十一条の七の八第一項中「第三百二十一条の七の五第二項に規定する」とあるのは「地方税法施行令第四十八条の九の十四第二項の規定に係る」とする。

4 当該年度の初日の属する年の十二月十一日以後において当該年度分の年金所得に係る特別徴収税額の変更があつた場合には、市町村は、法第三百二十一条の七の五第一項の規定による年金保険者に対する通知に係る支払回数割特別徴収税額を変更しないものとする。

5 前項に規定する場合において、当該変更後の年金所得に係る特別徴収税額が当該変更前の年金所得に係る特別徴収税額を超えるときは、市町村は、法第三百二十一条の七の二第一項の規定にかかわらず、当該を超える部分の金額に相当する税額を特別徴収の方法によつて徴収しないものとする。この場合において、法第三百二十一条の七の十第一項の規定は、当該税額について準用する。

6 法第三百二十一条の七の十第二項の規定は、法第三百二十一条の七の五第一項の規定による年金保険者に対する通知がされた日以後において当該年度分の年金所得に係る特別徴収税額の変更があつた特別徴収対象年金所得者について準用する。この場合において、法第三百二十一条の七の十第二項中「年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）」とあるのは、「支払回数割特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。」とあるのは、「支払回数割特別徴

収税額の合算額が当該変更後の年金所得に係る特別徴収税額を超えることとなつた場合」と読み替えるものとする。

7 市町村は、第一項又は第四項に規定する場合には、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、直ちに、当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。

<p>第一項に規定する場合</p>	<p>一 当該変更後の年金所得に係る特別徴収税額</p> <p>二 第一項の規定による変更をしなかつた支払回数割特別徴収税額及び同項の規定による変更をした支払回数割特別徴収税額</p> <p>三 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合にあつては、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付又は充当する旨</p>
<p>第四項に規定する場合</p>	<p>一 当該変更後の年金所得に係る特別徴収税額</p> <p>二 法第三百二十一条の七の五第一項の規定による通知に係る支払回数割特別徴収税額は変更されない旨</p>

三 第五項の規定に該当することとなる場合にあつては、同項に規定する超える部分の金額に相当する税額及び当該税額を普通徴収の方法によつて徴収する旨

四 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定に該当することとなる場合にあつては、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付又は充当する旨

(年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた場合の取扱い)

第四十八条の九の十五 法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する法第三百二十一条の

七の五第一項の規定による年金保険者に対する通知(以下この条において「仮特別徴収税額通知」という

。)をした日から当該年度の初日の属する年の前年の十二月十日までの間において当該年度分の法第三百

二十一条の七の八第一項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額(以下この条において「年金所得に係

る仮特別徴収税額」という。)の変更があつた場合には、市町村は、法第三百二十一条の七の八第三項に

おいて読み替えて準用する法第三百二十一条の七の五第二項の規定にかかわらず、仮特別徴収税額通知に

係る支払回数割仮特別徴収税額(この項の規定による変更を行つた場合にあつては、次項の規定による通

知に係る当該変更後の支払回数割仮特別徴収税額。以下この条において同じ。）を、当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額を当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額に変更するものとする。

2 市町村は、前項の規定により支払回数割仮特別徴収税額を変更した場合には、総務省令で定めるところにより、当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額及び同項の規定による変更をした支払回数割仮特別徴収税額を、直ちに、年金保険者に通知しなければならない。

3 前項の場合における法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の六の規定の適用については、同条中「前条第一項」とあるのは、「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十八条の九の十五第二項」とする。

4 当該年度の初日の属する年の前年の十二月十一日から当該年度の初日の属する年の九月三十日までの間において当該年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた場合には、市町村は、仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を変更しないものとする。

5 前項に規定する場合において、当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額が当該変更前の年金所得に

係る仮特別徴収税額を超えるときは、市町村は、法第三百二十一条の七の八第一項の規定にかかわらず、当該超える部分の金額に相当する税額を特別徴収の方法によつて徴収しないものとする。

6 当該年度の初日の属する年の前年の十二月十一日から当該年度の初日の属する年の六月十日までの間に
おいて当該年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた場合には、市町村は、法第三百
二十一条の七の八第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる当該変更があつた期間の区分に応じ
、それぞれ同表の下欄に定める期間における仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を特別
徴収の方法によつて徴収しないものとする。ただし、同表第三号の上欄に掲げる期間において当該年度分
の年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた場合であつて、同号の下欄に定める期間における仮特別
徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収することが適当であると市
町村が認めるときは、この限りでない。

一 当該年度の初日の属する年の前年の 十二月十一日から当該年度の初日の属 する年の二月十日までの間	当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの 間
---	---------------------------------

<p>二 当該年度の初日の属する年の二月十一日から四月十日までの間</p>	<p>当該年度の初日の属する年の六月一日から九月三十日まで の間</p>
<p>三 当該年度の初日の属する年の四月十一日から六月十日までの間</p>	<p>当該年度の初日の属する年の八月一日から九月三十日まで の間</p>

7 市町村は、前項本文に規定する場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）には、総務省令で定めるところにより、当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額及び同項の表の上欄に掲げる当該変更があつた期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める期間における仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収しない旨を、直ちに、年金保険者に通知しなければならない。

8 年金保険者は、前項の規定による通知を受けた場合においては、法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の六の規定にかかわらず、特別徴収の方法によつて徴収しないこととされた当該通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を徴収して納入する義務を負わない。

9 当該年度の初日の属する年の二月十一日から九月三十日までの間において当該年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた特別徴収対象年金所得者に対する法第三百二十一条の七の八第二項の規定

の適用については、同項中「」とあるのは、「から第三百二十一条の七の八第一項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とあるのは、「（）」とあるのは、「から当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間に徴収された支払回数割仮特別徴収税額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には零とし、）」とする。

10 法第三百二十一条の七の十第二項の規定は、前項に規定する特別徴収対象年金所得者について準用する。この場合において、同条第二項中「年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）」とあるのは、「支払回数割仮特別徴収税額の合算額が第三百二十一条の七の二第一項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（同条第二項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。）を超えることとなつた場合」と読み替えるものとする。

11 市町村は、第一項又は第四項に規定する場合においては、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、そ

それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、直ちに、当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。

<p>第一項に規定する場合</p>	<p>一 当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額</p> <p>二 当該変更後の支払回数割仮特別徴収税額</p>
<p>第四項に規定する場合（第六項本文に規定する場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）に限る。）</p>	<p>一 当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額</p> <p>二 仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収しない旨</p> <p>三 第六項の表第一号に係る場合を除き、第九項の規定の適用がある旨</p> <p>四 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合にあつては、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付又は充当する旨</p>
<p>第四項に規定する場合（第六項ただし書に規定</p>	<p>一 当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額</p> <p>二 仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額は変更されない旨</p> <p>三 第九項の規定の適用がある旨</p>

<p>する場合に限る 。)</p>	<p>四 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合にあつては、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付又は充当する旨</p>
<p>第四項に規定する 場合（第六項 本文に規定する 場合を除く。）</p>	<p>一 当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額 二 仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額は変更されない旨 三 第九項の規定の適用がある旨 四 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合にあつては、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付又は充当する旨</p>

第四十八条の十三第五項ただし書及び第二十七項中「あん分して」を「按分して」に改める。

第四十八条の十五第三項中「、第四十八条の十四の六第一項及び」を「及び第四十八条の十四の六第一項並びに」に改める。

第五十七条の二中「第七百三十四条第二項第三号」を「第七百三十四条第二項第二号」に改め、「及び第

二章第一節（第九条の八及び第九条の九の二から第九条の九の七までの規定に限る。）及び「、第九条の九の二から第九条の九の七までの規定中「道府県知事」、「道府県民税額」又は「道府県民税」とあるのはそれぞれ「都知事」、「都民税額」又は「都民税」とを削り、「あん分して」を「按分して」に改める。

附則第三条の二第一項中「第九条の八の五第一項」を「第九条の八の四第一項」に、「第九条の九の四第一項（第五十七条の二において準用する場合を含む。）」、「第九条の九の七第一項（第五十七条の二において準用する場合を含む。）」を「第九条の九の三第一項」に改める。

附則第四条第十一項中「附則第三十三条の三第一項、」を「附則第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、」に改め、「、第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の二の二第一項」を、「山林所得金額又は」の下に「法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、」を加え、「株式等」を「一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の下に「、法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加え、同条第十九項中「附則第三十三条の三第五項、」を「附則第三十三条の二第五項、第三十三条の三第五項、」に、「、第三十五条の二第六項」を「、第三十五条の二第五項、第三十五条の二の二第五項」に改め、「山林所得金額又は」の下に「法附則第三十三条の二

第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、」を加え、「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の下に「法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加える。

附則第四条の二第十項中「附則第三十三条の三第一項、」を「附則第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、」に改め、「第三十五条の二第一項」の下に「第三十五条の二の二第一項」を、「山林所得金額又は」の下に「法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、」を加え、「株式等」を「一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の下に「法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加え、同条第十八項中「附則第三十三条の三第五項、」を「附則第三十三条の二第五項、第三十三条の三第五項、」に、「第三十五条の二第六項」を「第三十五条の二第五項、第三十五条の二の二第五項」に改め、「山林所得金額又は」の下に「法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、」を加え、「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の下に「法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加える。

附則第七条に次の三項を加える。

19 法附則第十一条第十四項に規定する契約のうち政令で定めるものは、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項第二号に掲げる契約（第一号において「事業契約」という。）の内容として次に掲げる事項の全てが定められているものとする。

一 法附則第十一条第十四項に規定する特例事業者による事業契約に係る不動産取引の目的となる不動産（第三号において「対象不動産」という。）の取得は、当該事業契約締結後に行うものであること。

二 前号の特例事業者が、法附則第十一条第十四項第一号に掲げる土地及び同項第三号に掲げる特定家屋又は同項第四号に掲げる家屋及びその敷地の用に供されている同項第五号に掲げる土地を取得するものであること。

三 次に掲げる対象不動産の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 法附則第十一条第十四項第一号に掲げる土地の上に新築をする同号に規定する特定家屋 当該土地の取得後二年以内に当該特定家屋の新築に着手すること。

ロ 法附則第十一条第十四項第四号に掲げる家屋 当該家屋及びその敷地の用に供されている同項第五

号に掲げる土地の取得後二年以内に当該家屋の増築、改築、修繕又は模様替に着手すること。

四 法附則第十一条第十四項第一号に掲げる土地及び同項第三号に掲げる特定家屋又は同項第四号に掲げる家屋（増築、改築、修繕又は模様替後のものに限る。）及びその敷地の用に供されている同項第五号に掲げる土地は、当該新築又は当該増築、改築、修繕若しくは模様替後十年以内に譲渡をすること。

五 その他国土交通大臣が総務大臣と協議して定める事項

20 法附則第十一条第十四項第一号及び第二号に規定する建替えが必要な家屋として政令で定めるもの並びに同項第四号に規定する増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるものは、次に掲げる家屋とする。

一 新築された日から起算して十年を経過した家屋

二 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた家屋

21 法附則第十一条第十四項第一号に規定する都市機能の向上に資する家屋として政令で定めるものは、耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（建築基準法

第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。）であつて、当該家屋の用途が、住宅、事務所、店舗、旅館、ホテル、料理店、駐車場（駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場に限る。）、学校、病院、介護施設（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第二項に規定する公的介護施設等又は同条第三項に規定する特定民間施設をいう。）、図書館、博物館、会館、公会堂、劇場、映画館、遊技場又は倉庫であるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するものを除く。）とする。

附則第十六条の二の十一の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第二項の表法第三百十五条の項中「配当所得」を「配当所得等」に改め、「金額（」の下に「第一号を除き、」を加え、同表法第三百十七条及び第三百十七条の二第一項第一号の項、第四十六条の二第二項の項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三の二第二項及び第四十八条の六の項、第四十八条の三第二号ホの項及び第四十八条の五の二の項中「配当所得」を「配当所得等」に改め、附則第十六条の二の十一第二項を同条第四項とし、同条第一項の表中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、前年中の同項に規定する上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額の合計額とする。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額から控除する。

附則第十六条の二の十一に第一項として次の一項を加える。

法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、前年中の同項に規定する上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額の合計額とする。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額から控除する。

附則第十八条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第一項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「法附則第三十五条の二の二第二項」を「同条第二項」に、「株式等の同条第一項」を「一般株式

等の租税特別措置法第三十七条の十第一項」に、「及び第六項」を「及び第五項」に、「株式等の譲渡」を「一般株式等の譲渡」に改め、同条第二項及び第三項中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第四項を削り、同条第五項の表中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項」に、「株式等に」を「一般株式等に」に、「株式等の譲渡」を「一般株式等の譲渡」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を削り、同条第十項中「附則第三十五条の二第六項の」を「附則第三十五条の二第五項の」に改め、同項の表法第三百十五条の項中「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「金額（」の下に「第一号を除き、」を加え、同表法第三百十七条及び第三百十七条の二第一項第一号の項中「株式等」を「一般株式等」に改め、同表第四十六条の二第二項の項中「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、同表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三の二第二項及び第

四十八条の六の項、第四十八条の三第二号ホの項及び第四十八条の五の二の項中「株式等」を「一般株式等」に改め、附則第十八条第十項を同条第八項とする。

附則第十八条の三を削る。

附則第十八条の二第一項中「附則第三十五条の二の二第一項に規定する損失」を「附則第三十五条の二の三第一項に規定する損失」に改め、「掲げる株式」の下に「又は公社債」を加え、同項第一号中「特定管理株式（法附則第三十五条の二の二第一項）を「特定管理株式等（法附則第三十五条の二の三第一項）に、「特定管理株式を」を「特定管理株式等」に、「当該特定管理株式につき同項」を「同項」に改め、「発生した」の下に「特定管理株式等につき当該事実が発生した」を加え、「第三項」を「次項」に、「特定管理株式に係る一株当たり」を「特定管理株式等に係る一株又は一単位当たり」に、「特定管理株式の」を「特定管理株式等の」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の二の二第一項」を「附則第三十五条の二の三第一項」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「附則第三十五条の二の二第二項」を「附則第三十五条の二の三第二項」に、「第三項」を「次項」に改め、同項に次の一号を加える。

三 特定口座内公社債（法附則第三十五条の二の三第一項に規定する特定口座内公社債をいう。以下この

条において同じ。) 同項に規定する事実が発生した特定口座内公社債につき当該事実が発生した日において次条第一項に定めるところにより当該特定口座内公社債に係る一単位当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生直前において有する当該特定口座内公社債の数を乗じて計算した金額

附則第十八条の二第二項を削り、同条第三項中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「附則第三十条の二の二第二項」を「附則第三十五条の二の三第二項」に、「この条」を「この項及び第五項」に改め、「株式等」の下に「(同条第二項に規定する株式等をいう。第五項において同じ。)」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項中「附則第三十五条の二の二第一項」を「附則第三十五条の二の三第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第三十五条の二の二第五項に規定する損失」を「附則第三十五条の二の三第五項に規定する損失」に改め、「掲げる株式」の下に「又は公社債」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 特定管理株式等 法附則第三十五条の二の三第五項に規定する事実が発生した特定管理株式等につき当該事実が発生した日において次項に定めるところにより当該特定管理株式等に係る一株又は一単位当

たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生の直前において有する当該特定管理株式等の数を乗じて計算した金額

附則第十八条の二第五項第二号中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同項に次の一号を加える。

三 特定口座内公社債 法附則第三十五条の二の三第五項に規定する事実が発生した特定口座内公社債につき当該事実が発生した日において次条第五項に定めるところにより当該特定口座内公社債に係る一位当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生の直前において有する当該特定口座内公社債の数を乗じて計算した金額

附則第十八条の二第五項を同条第四項とし、同条第六項中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第三十五条の二の二第五項」を「附則第三十五条の二の三五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条を附則第十八条の三とする。

附則第十八条の次に次の一条を加える。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十八条の二 法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の基因となる同条第二項に規定する上場株式等の租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する譲渡（以下この項及び第五項において「上場株式等の譲渡」という。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定めるところにより控除する。

- 一 当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額及び雑所得の金額から控除する。
- 二 当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び雑所得の金額から控除する。
- 三 当該上場株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該上場

株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び譲渡所得の金額から控除する。

2 前年中において法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する法第二十四条第一項第一号の者が、法第四十五条の二第一項に規定する申告書を提出する場合には、総務省令で定めるところにより、上場株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。）の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。

3 前項の者が租税特別措置法第二十九条の二第四項に規定する特定株式又は同項に規定する承継特定株式に係る法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における前項の規定の適用については、同項中「明細書」とあるのは、「明細その他総務省令で定める事項を記載した書類」とする。

4 前条第四項の規定は、法附則第三十五条の二の二第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前条第四項の表中「附則第三十五条の二第一項」とあるのは「附則第三十五条の二の二第一項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」

と読み替えるものとする。

5 法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の基因となる上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。

この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定めるところにより控除する。

- 一 当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額及び雑所得の金額から控除する。
- 二 当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び雑所得の金額から控除する。
- 三 当該上場株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該上場

株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び譲渡所得の金額から控除する。

6 前年中において法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する法第 二百九十四条第一項第一号の者が、法第三百十七条の二第一項に規定する申告書を提出する場合には、総務省令で定めるところにより、上場株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。）の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならぬ。

7 前項の者が租税特別措置法第二十九条の二第四項に規定する特定株式又は同項に規定する承継特定株式に係る法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における前項の規定の適用については、同項中「明細書」とあるのは、「明細その他総務省令で定める事項を記載した書類」とする。

8 前条第八項の規定は、法附則第三十五条の二の二第五項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前条第八項の表中「附則第三十五条の二第五項」とあるのは「附則第三十五条の二の二第五項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」

と、「第三十七条の十第一項」とあるのは「第三十七条の十一第一項」と読み替えるものとする。

附則第十八条の四第一項中「附則第三十五条の二の二第二項」を「附則第三十五条の二の三第二項」に改め、同条第三項中「第二十五条の十の二第二十三項第三号」を「第二十五条の十の二第二十二項第三号」に改め、「附則第三十五条の二第一項」を「附則第三十五条の二の二第一項」に改め、同条第四項中「附則第三十五条の二第一項」を「附則第三十五条の二の二第一項」に、「上場株式等に」を「第三十条の三第六項」を「第三十五条の三第八項」に、「附則第十八条第二項」を「附則第十八条の二第二項」に改め、同条第七項中「第二十五条の十の二第二十三項第三号」を「第二十五条の十の二第二十二項第三号」に、「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二の二第五項」に改め、同条第八項中「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二の二第五項」に、「株式等に」を「上場株式等に」に、「第三十五条の三第十四項」を「第三十五条の三第十八項」に、「附則第十八条第七項」を「附則第十八条の二第六項」に改める。

附則第十八条の四の二第一項中「この条において同じ。」に「この項及び第十項において同じ。」に「に」、「配当所得の金額」を「利子所得の金額及び配当所得の金額」に改め、「以外の」の下に「利子等（

所得税法第二十三条第一項に規定する利子等をいう。第十項において同じ。）及び」を加え、「所得税法」を「同法」に改め、同条第二項中「第二十四条第一項第七号」を「第二十三条第一項第十六号」に改め、同条第三項中「源泉徴収選択口座内配当等」の下に「（法附則第三十五条の二の五第二項に規定する源泉徴収選択口座内配当等をいう。次項、第五項及び第八項において同じ。）」を加え、同条第六項中「法附則第三十五条の二の四第一項に」を「同号に」に、「法附則第三十五条の二の四第一項の」を「租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項の」に、「第二十四条第一項第七号」を「附則第三十五条の二の五第三項第二号」に、「附則第三十五条の二の四第二項」を「附則第三十五条の二の五第三項第二号」に改め、同条第七項中「法附則第三十五条の二の四第二項」を「租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項」に改め、同条第十項中「配当所得の金額の」を「利子所得の金額及び配当所得の金額の」に、「配当所得の金額と当該」を「利子所得の金額及び配当所得の金額と当該」に、「の配当等に係る」を「の利子等及び配当等に係る利子所得の金額及び」に、「配当所得の金額を」を「利子所得の金額及び配当所得の金額を」に改める。

附則第十八条の五第二項中「株式等に」を「上場株式等に」に改め、同条第三項中「の株式等」を「の上場株式等」に、「株式等を」を「上場株式等を」に、「当該株式等」を「当該上場株式等」に改め、「金額

、」及び「金額又は」の下に「当該上場株式等の譲渡に係る」を加え、同条第四項第二号中「の株式等」を「の上場株式等」に、「附則第三十五条の三第三項」を「附則第三十五条の三第三項及び第五項」に、「配当所得」を「配当所得等」に、「当該株式等」を「当該上場株式等」に改め、同条第六項中「株式等に」を「上場株式等に」に改め、同条第八項中「、第三十五条第一項」の下に「、第三十五条の二第一項」を、「短期譲渡所得の金額」の下に「、法附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」を加え、同条第九項中「附則第三十五条の二第五項第三号」を「附則第三十五条の二の二第四項において準用する法附則第三十五条の二の二第四項第三号」に改め、同条第十項中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第三号及び第四号中「附則第十六条の二の十一第一項」を「附則第十六条の二の十一第二項」に改め、同条第十一項中「株式等」を「上場株式等」に改め、同項第一号中「附則第三十五条の二第五項第三号」を「附則第三十五条の二の二第四項において準用する法附則第三十五条の二の二第四項第三号」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の二第五項第五号」を「附則第三十五条の二の二第四項において準用する法附則第三十五条の二第四項第五号」に改め、同項第三号及び第四号中「附則第十八条第五項」を「附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項」に改め、同条第十二項の表法第三十二条第三項の項中「

第二十五条の十二の二第二十一項第一号」を「第二十五条の十二の二第二十三項第一号」に改め、同条第十
四項中「株式等に」を「上場株式等に」に改め、同条第十五項中「の株式等」を「の上場株式等」に、「当
該株式等」を「当該上場株式等」に改め、「金額、」及び「金額又は」の下に「当該上場株式等の譲渡に係
る」を加え、同条第十六項第二号中「の株式等」を「の上場株式等」に、「附則第三十五条の三第十一項」
を「附則第三十五条の三第十三項及び第十五項」に、「配当所得」を「配当所得等」に、「当該株式等」を
「当該上場株式等」に改め、同条第十八項中「株式等に」を「上場株式等に」に改め、同条第二十項中「、
第三十五条第五項」の下に「、第三十五条の二第五項」を、「短期譲渡所得の金額」の下に「、法附則第三
十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」を加え、同条第二十一項中「附則第三十
五条の二第十項第三号」を「附則第三十五条の二の二第八項において準用する法附則第三十五条の二第八項
第三号」に改め、同条第二十二項中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第四号及び第五号中「附則
第十六条の二の十一第二項」を「附則第十六条の二の十一第四項」に改め、同条第二十三項中「附則第十六
条の二の十一第二項」を「附則第十六条の二の十一第四項」に、「配当所得」を「配当所得等」に、「第六
項」を「第五項」に改め、同条第二十四項中「株式等」を「上場株式等」に改め、同項第一号中「附則第三

十五條の二第十項第三号」を「附則第三十五條の二の二第八項において準用する法附則第三十五條の二第八項第三号」に改め、同項第二号中「附則第三十五條の二第十項第五号」を「附則第三十五條の二の二第八項において準用する法附則第三十五條の二第八項第五号」に改め、同項第三号中「附則第三十七條」を「附則第三十七條の二」に改め、同項第四号及び第五号中「附則第十八條第十項」を「附則第十八條の二第八項において準用する附則第十八條第八項」に改め、同項第六号中「附則第二十條」を「附則第二十一條」に改め、同條第二十五項中「附則第十八條第十項」を「附則第十八條の二第八項において準用する附則第十八條第八項」に、「第三十七條の十第一項」を「第三十七條の十一第一項」に、「株式等」を「上場株式等」に、「第三十七條の十二の二第六項」を「第三十七條の十二の二第五項」に改め、同條第二十六項の表法第三百十三條第三項の項中「第二十五條の十二の二第二十一項第一号」を「第二十五條の十二の二第二十三項第一号」に改める。

附則第十八條の六第三項中「同條第六項」を「同條第八項」に、「第三十七條の十三の二第七項」を「第三十七條の十三の二第十項」に、「第三十七條の十二の二第十一項」を「第三十七條の十二の二第九項」に改め、同條第四項中「附則第三十五條の三第三項の規定による特定株式」を「附則第三十五條の三第五項の

規定による特定株式」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の三第三項」を「附則第三十五条の三第五項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前年前三年内の一の年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、その年分の法附則第三十五条の三第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この号において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）及び同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この号において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）があるときは、当該特定株式に係る譲渡損失の金額は、まず当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する。

附則第十八条の六第五項中「附則第三十五条の三第四項」を「附則第三十五条の三第六項」に改め、同条第六項中「附則第三十五条の三第四項」を「附則第三十五条の三第六項」に、「規定する株式等」を「規定する一般株式等」に改め、「（当該損失の金額のうちに法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した金額）」を削

り、同条第七項中「株式等」を「一般株式等」に、「附則第三十五条の二の二第二項」を「附則第三十五条の二第二項」に改め、「金額、」及び「金額又は」の下に「当該一般株式等の譲渡に係る」を加え、同条第十二項中「附則第三十五条の三第六項」を「附則第三十五条の三第八項」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の三第三項」を「附則第三十五条の三第五項」に改め、同条第十四項中「附則第三十五条の三第三項又は第六項」を「附則第三十五条の三第五項又は第八項」に、「附則第三十五条の二第五項第三号」を「附則第三十五条の二第四項第三号」に、「附則第三十五条の三第六項」を「附則第三十五条の三第八項」に改め、同条第十五項中「附則第三十五条の三第三項」の下に「又は第五項」を加え、「次の各号」を「第一号から第四号まで」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の下に「又は第五号から第八号までに掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加え、「同項」を「同条第三項又は第五項」に改め、同項第一号中「附則第三十五条の二第五項第三号」を「附則第三十五条の二第四項第三号」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の二第五項第五号」を「附則第三十五条の二第四項第五号」に改め、同項第三号及び第四号中「附則第十八条第五項」を「附則第十八条第四項」に改め、同項に次の四号を加える。

五 法附則第三十五条の二の二第四項において準用する法附則第三十五条の二第四項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条

六 法附則第三十五条の二の二第四項において準用する法附則第三十五条の二第四項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三条の三第一項及び第二項第一号

七 附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される法第四十五条の二第一項第一号

八 附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される第

七条の二第二項、第七条の三第二項、第七条の三の四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一及び

第七条の十三

附則第十八条の六第十六項中「附則第三十五条の三第三項又は第六項」を「附則第三十五条の三第五項又は第八項」に改め、同項の表中「第二十五条の十二の二第二十一項第一号」を「第二十五条の十二の二第二十三項第一号」に、「附則第三十五条の三第六項」を「附則第三十五条の三第八項」に、「附則第三十五条の三第三項」を「附則第三十五条の三第五項」に改め、同条第十七項及び第十八項中「附則第三十五条の三

第九項」を「附則第三十五条の三第十一項」に改め、同条第十九項中「附則第三十五条の三第九項」を「附則第三十五条の三第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十八項」に、「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の二第十項」に、「第三十七条の十二の二第十一項」を「第三十七条の十二の二第九項」に改め、同条第二十項中「附則第三十五条の三第十一項の規定による特定株式」を「附則第三十五条の三第十五項の規定による特定株式」に、「同条第十四項」を「同条第十六項」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の三第十五項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前年前三年内の一の年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、その年分の法附則第三十五条の三第十五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この号において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）及び同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この号において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）があるときは、当該特定株式に係る譲渡損失の金額は、まず当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する。

附則第十八条の六第二十一項中「附則第三十五条の三第十二項に規定する特定株式」を「附則第三十五条の三第十六項に規定する特定株式」に改め、同項第一号中「附則第三十五条の三第十二項」を「附則第三十五条の三第十六項」に改め、同項第三号中「附則第三十五条の三第九項」を「附則第三十五条の三第十一項」に改め、同条第二十二項中「附則第三十五条の三第十二項」を「附則第三十五条の三第十六項」に、「規定する株式等」を「規定する一般株式等」に改め、「（当該損失の金額のうちに法附則第三十五条の二の六第十五項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した金額）」を削り、同条第二十三項中「株式等」を「一般株式等」に改め、「金額、」及び「金額又は」の下に「当該一般株式等の譲渡に係る」を加え、同条第二十八項中「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十八項」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の三第十五項」に改め、同条第三十項中「附則第三十五条の三第十一項又は第十四項」を「附則第三十五条の三第十五項又は第十八項」に、「附則第三十五条の二第十項第三号」を「附則第三十五条の二第八項第三号」に、「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十八項」に改め、同条第三十一項中「附則第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の三第十三項又は第十五項」に、「次の各号」を

「第一号から第六号まで」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の下に「又は第七号から第十二号までに掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加え、「同項」を「同条第十三項又は第十五項」に改め、同項第一号中「附則第三十五条の二第十項第三号」を「附則第三十五条の二第八項第三号」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の二第十項第五号」を「附則第三十五条の二第八項第五号」に改め、同項第四号及び第五号中「附則第十八条第十項」を「附則第十八条第八項」に改め、同項に次の六号を加える。

七 法附則第三十五条の二の二第八項において準用する法附則第三十五条の二第八項第三号の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二

八 法附則第三十五条の二の二第八項において準用する法附則第三十五条の二第八項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三条の三第四項及び第五項第一号

九 法附則第三十七条の二の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五並びに第七百六条の二第一項

十 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される法

第三百十五條各号列記以外の部分、第三百十七條及び第三百十七條の二第一項第一号

十一 附則第十八條の二第八項において準用する附則第十八條第八項の規定により読み替えて適用される

第四十六條の二第二項、第四十六條の二の二第二項、第四十六條の三の二第二項、第四十八條の三第二号ホ、第四十八條の五の二及び第四十八條の六

十二 附則第二十一條の規定により読み替えて適用される第五十六條の八十九第二項第二号

附則第十八條の六第三十二項中「附則第三十五條の三第十一項」を「附則第三十五條の三第十三項又は第十五項」に、「附則第十八條第十項」を「附則第十八條第八項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額は、

同号」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第十八條の二第八項において準用する附則第十八條第八項の規定により読み替えて適用される法第三百十五條第一号に規定する租税特別措置法第三十七條の十

一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、附則第十八條第八項（附則第十八條の二第八項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される法第三百十五條第一号」に、「同法」

を「租税特別措置法」に改め、「第三十七條の十三の二第四項」の下に「又は第七項」を加え、同條第三十三項中「附則第三十五條の三第十一項又は第十四項」を「附則第三十五條の三第十五項又は第十八項」に改

め、同項の表中「第二十五条の十二の二第二十一項第一号」を「第二十五条の十二の二第二十三項第一号」に、「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十八項」に、「附則第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の三第十五項」に改める。

附則第十八条の六の二第一項中「の株式等」を「の上場株式等」に、「規定する株式等」を「規定する上場株式等」に改め、同条第二項第二号中「第二十五条の八第八項第二号」を「第二十五条の八第九項第二号」に改め、同条第三項中「の株式等」を「の上場株式等」に改める。

附則第十八条の七の二第五項中「又は第三十五条の二第一項」を「、第三十五条の二第一項又は第三十五条の二の二第一項」に、「配当所得」を「配当所得等」に、「若しくは法」を「、法」に、「規定する株式等」を「規定する一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の下に「若しくは法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加え、同条第十三項中「又は第三十五条の二第六項」を「、第三十五条の二第五項又は第三十五条の二の二第五項」に、「配当所得」を「配当所得等」に、「若しくは法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等」を「、法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の下に「若しくは法附則第三十五条の二の二第五項に規定する

上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加え、同条第十五項第三号中「附則第三十七条の二」を「附則第三十七条の三」に改め、同項第六号中「附則第二十一条」を「附則第二十二条」に改める。

附則第十八条の九（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第二十条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条中「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項」に、「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第二十二条を削り、附則第二十一条を附則第二十二条とし、附則第二十条の次に次の一条を加える。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第二十一条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第

三十五条の二の二第五項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第二十三条第二項を削り、同条第三項の表中「附則第四十一条第四項」を「附則第四十一条第十項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「附則第四十一条第十項第二号」を「附則第四十一条第十

項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第四十一条第十一項第五号」を「附則第四十一条第十項第五号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第四十一条第十一項第六号」を「附則第四十一条第十項第六号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第四十一条第十三項」を「附則第四十一条第十二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「附則第四十一条第十四項」を「附則第四十一条第十三項」に改め、同項を同条第八項とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四十八条の九の十二第三項の改正規定、第四十八条の九の十五を第四十八条の九の十七とする改正規定、第四十八条の九の十四第二項の改正規定、同条を第四十八条の九の十六とする改正規定及び第四十八条の九の十三の次に二条を加える改正規定並びに附則第三条第二項の規定 平成二十八年十月一日
- 二 附則第四条、第四条の二、第十六条の二の十一及び第十八条の改正規定、附則第十八条の三を削る改

正規定、附則第十八条の二の改正規定、同条を附則第十八条の三とする改正規定、附則第十八条の次に一条を加える改正規定、附則第十八条の四、第十八条の四の二第一項及び第十項、第十八条の五、第十八条の六、第十八条の六の二、第十八条の七の二、第十八条の九並びに第二十條の改正規定並びに附則第二十二條を削り、附則第二十一條を附則第二十二條とし、附則第二十條の次に一條を加える改正規定並びに附則第五條、第七條及び第八條の規定 平成二十九年一月一日

三 附則第七條に三項を加える改正規定 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）

第二條 平成二十八年一月一日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八條の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。次条第一項において「旧租税特別措置法」という。）第四十一條の十二第七項に規定する割引債（同条第九項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第七項に規定する償還差益に対して課する個人の道府県民税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

第三条 平成二十八年一月一日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第七項に規定する割引債(同条第九項に規定する特定短期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第七項に規定する償還差益に対して課する個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 この政令による改正後の第四十八条の九の十二第三項、第四十八条の九の十四、第四十八条の九の十五及び第四十八条の九の十六第二項の規定は、平成二十八年十月一日以後の地方税法第三百七条の二第一項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収については、なお従前の例による。

(地方自治法施行令及び地方財政法施行令の一部改正)

第四条 次に掲げる政令の規定中「第二項第三号」を「第二項第二号」に改める。

- 一 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第二百十条の十
- 二 地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)第十三条第一号ロ

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正)

第五条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令(昭和六十

二年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の四第七項の表第三百十五条の項中「に係る」の下に「利子所得の金額若しくは」を加える。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正)

第六条 郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十九年政令第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条中「第十七条の規定による改正後の地方税法施行令第七条の四の二第二項第二号の二」を

「地方税法施行令第七条の四の二第二項第二号」に改める。

(地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第七条 地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令

第一百五十二号。次条において「平成二十年改正令」という。)の一部を次のように改正する。

附則第三条第六項中「同条第十五項中」の下に「当該株式等に」とあるのは「一般株式等に」と、「

金額として政令」とあるのは「金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令」と、「法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の基因となる株式等の譲渡（附則第十八条第一項に規定する株式等の譲渡）」とあるのは「同項に規定する新法（以下この項において「新法」という。）附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の基因となる一般株式等の譲渡（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第七十三号）による改正後の地方税法施行令（以下この項において「新令」という。）附則第十八条第一項に規定する一般株式等の譲渡）」とあるのは「金額又は新法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の基因となる上場株式等の譲渡（新令附則第十八条の二第一項に規定する上場株式等の譲渡をいう。以下この項において同じ。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の」と、「」を加え、「第十項又は第十一項を」（同条第八項において準用する場合を含む。）」と、同条第十七項中「第三十七条の十三の二第七項」とあるのは「第三十七条の十三の二第十項」と、「第三十七条の十二の二第五項」とあるのは「第三十七条

の十二の二第九項」に改め、同条第七項中「新令」を「地方税法施行令」に、「株式等」を「一般株式等」に、「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第五百五十二号。以下「平成二十年改正令」という。）附則第三条第十二項第四号に規定する公開等特定株式に係る譲渡所得の金額をいう。以下同じ」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の法附則第三十五条の三第八項の規定の適用がある株式等の譲渡（以下この項において「公開等特定株式の譲渡」という。）による譲渡所得の金額をいう。以下この号及び第三号において同じ」に、「同項第七号に規定する公開等特定株式に係る雑所得の金額をいう。以下同じ」を「公開等特定株式の譲渡による雑所得の金額をいう。以下この号及び次号において同じ」に、「平成二十年改正令附則第三条第十二項第一号に規定する公開等特定株式に係る事業所得の金額をいう。以下同じ」を「公開等特定株式の譲渡による事業所得の金額をいう。以下この号及び次号において同じ」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 前項の規定は、改正法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十条の三第八項及び第九項の規定の適用がある場合における地方税法施行令第十八条の二第一項の規定

の適用について準用する。この場合において、前項中「附則第十八条第一項」とあるのは「附則第十八条の二第一項」と、「一般株式等」とあるのは「上場株式等」と読み替えるものとする。

附則第三条第九項から第十五項までを削る。

附則第七条第七項中「同条第三十六項中」の下に「当該株式等に」とあるのは「一般株式等に」と、「金額として政令」とあるのは「金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令」と、「法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の基因となる株式等の譲渡」とあるのは「同項に規定する新法（以下この項において「新法」という。）附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の基因となる一般株式等の譲渡（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第七十三号）による改正後の地方税法施行令（以下この項において「新令」という。）附則第十八条第一項に規定する一般株式等の譲渡をいう。以下この項において同じ。）」と、「当該株式等の譲渡」とあるのは「一般株式等の譲渡」と、「金額の」とあるのは「金額又は新法附則第三十五条の二の二第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の基因となる上場株式等の譲渡（新令附則第十八条の二第一項に規定する上場株式等の譲渡をいう。以下この項において同じ。）」による事業所得、譲渡所得及び雑所

得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の」と、「を加え、「第十一項又は第十二項」を「(同条第九項において準用する場合を含む。）」と、同条第三十八項中「第三十七条の十三の二第七項」とあるのは「第三十七条の十三の二第十項」と、「第三十七条の十二の二第五項」とあるのは「第三十七条の十二の二第九項」に改め、同条第八項中「新令附則第十八条第六項」を「地方税法施行令附則第十八条第五項」に、「株式等」を「一般株式等」に、「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第五百五十二号。以下「平成二十年改正令」という。）」附則第七条第十三項第四号に規定する公開等特定株式に係る譲渡所得の金額をいう。以下同じ」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号)附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の法附則第三十五条の三第十八項の規定の適用がある株式等の譲渡(以下この項において「公開等特定株式の譲渡」という。))による譲渡所得の金額をいう。以下この号及び第三号において同じ」に、「同項第七号に規定する公開等特定株式に係る雑所得の金額をいう。以下同じ」を「公開等特定株式の譲渡による雑所得の金額をいう。以下この号及び次号において同じ」に、

「平成二十年改正令附則第七条第十三項第一号に規定する公開等特定株式に係る事業所得の金額をいう。以下同じ」を「公開等特定株式の譲渡による事業所得の金額をいう。以下この号及び次号において同じ」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 前項の規定は、改正法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十条の三第十八項及び第十九項の規定の適用がある場合における地方税法施行令第十八条の二第五項の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「附則第十八条第五項」とあるのは「附則第十八条の二第五項」と、「一般株式等」とあるのは「上場株式等」と読み替えるものとする。

附則第七条第十項から第十六項までを削る。

(平成二十年改正令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 前条の規定による改正後の平成二十年改正令附則第三条の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の平成二十年改正令附則第七条の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人

の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

理由

地方税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、個人住民税の公的年金等からの特別徴収制度について、特別徴収税額等の変更があつた場合の取扱いを定めるとともに、不動産取得税に係る課税の特例の細目を定めるほか、金融・証券税制の改正等に伴う所要の規定の整備を行う必要があるからである。